

平成21年10月6日

消費者庁

地方消費者行政活性化交付金の取扱いについて

今後3年程度を消費者行政活性化のための“集中育成・強化期間”と位置づけ、平成20年度第2次補正予算において、地方消費者行政活性化交付金により都道府県に基金を造成し(150億円)、消費生活センターの設置・拡充や、相談員の養成・研修参加支援等の相談員のレベルアップなどに取り組む地方公共団体を支援することとした。

さらに、支援対象を“集中育成・強化期間”において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、21年度補正予算において基金を上積みしており、7月1日に交付要綱等を発出し、現在、都道府県において交付申請に向けた準備作業を行っているところである。

今般、21年度補正予算の事業に係る執行の見直しについての総理指示に基づき検討した結果、21年度補正予算で措置された地方消費者行政活性化交付金(110億円)については、以下のとおり取扱うこととする。

交付金総額	110億円
うち執行見込額	80億円
うち執行停止額	30億円

本件問い合わせ先：

消費者庁消費者情報課

課長 川辺 3507-9171 (直通)

地方協力室長 甘利 3507-9170 (直通)